

### 1. 障害学生を取り巻く環境

障害のある学生の修学について、平成 28 年 4 月 1 日に障害者差別解消法が施行され、障害者等が積極的に参加する共生社会の実現を進めることとなった。本学では、法に定められ対応要領対応指針を策定するとともに、法遵守に努めている。また法施行以前から、学生支援の一環としてバリアフリー推進室を設置して障害学生の修学支援についての取り組みを進めている。教育学部でも、実際に障害のある学生が修学しており、合理的配慮の提供を行い、支援を行っている。

今回、教育学部の FD 研修会では、発達障害に特化して障害特性の理解や支援方法について、研修が行われた。

### 2. 発達障害の特性理解と合理的配慮

発達障害のうち自閉症スペクトラム障害の特性について、感覚過敏の紹介があった。当日の資料に示された内容 (Fig.1) についての理解は、しているつもりであった。しかし、実際の授業の際に使用したスライド資料について、十分配慮していたつもりであったが、当事者から授業後に指摘を受けた。学生は視覚に過敏があることから、合理的配慮としてスライド資料配付を行っていた。しかし授業時にプロジェクタで提示したスライドの緑色と黄色の枠の発色が強く、視覚的に強すぎて観られないために、課題文を

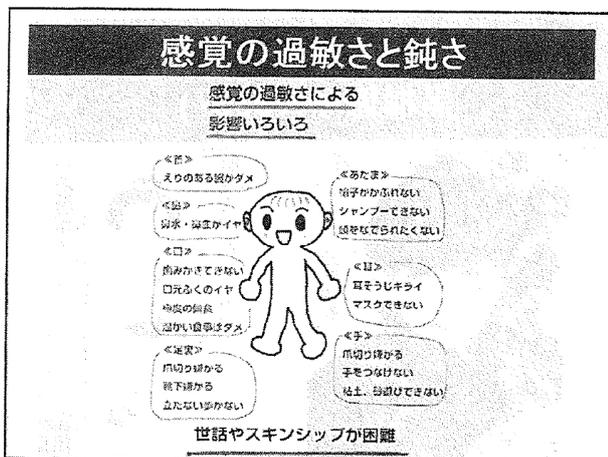


Fig.1 感覚過敏に関する配付資料

読むことができないとのことであった。実際に指摘を受けたスライドを、Fig.2 に示した。

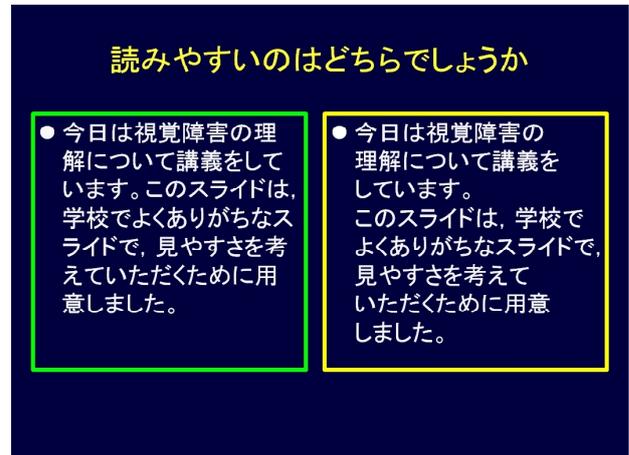


Fig.2 感覚過敏で指摘を受けたスライド

これまでこのスライドを用いて授業を行ってきたので問題はないと思っていたのであるが、授業を受ける障害当事者の指摘によって、感覚過敏について実際に気づくことができた。その後、当該学生に協力してもらいスライドの配色を Fig.3 のようにまぶしさを感じないよう変更した。

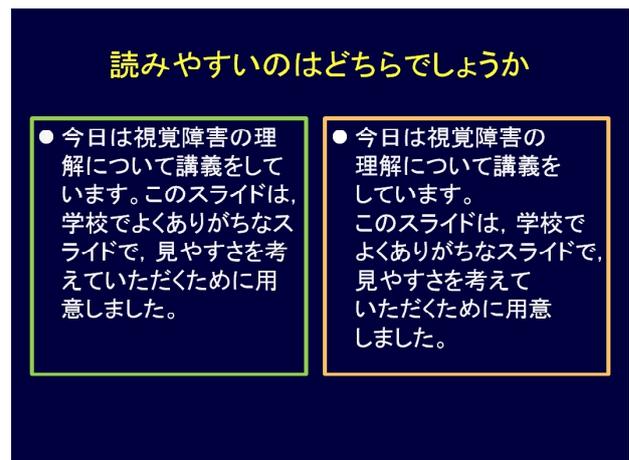


Fig.3 配色を修正したスライド

感覚過敏への対応は見た目でわかりにくいこともあり、授業でスライドを使用することが多いために、これを契機に全てのスライドを再点検することができた。教員養成をする教育学部教員として、障害による差別の解消への対応を改めて考えなければならない。